

平成 27 年 4 月 1 日
変更 平成 28 年 1 月 8 日
国立研究開発法人建築研究所

国立研究開発法人建築研究所の平成 27 年度の業務運営に関する計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 8 において読み替えて準用する第 31 条の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間における国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づいた平成 27 年度の研究所の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）研究開発の基本方針

研究開発の実施にあたっては、住宅・建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民の生活実感など多様なニーズを的確に受け止め、国の行政施策や技術基準に関連する研究開発など、民間等ではできない独立行政法人としての公正・中立な立場を活かせる研究開発に特化する。

① 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応

中期計画に示す重点的研究開発課題に該当する研究開発を推進し、明確な成果を早期に得ることを目指すため、本年度においては、別紙一に示す個別研究開発課題（継続 10 課題）を的確に実施することとし、研究所全体の研究費（外部資金等を除く）のうち、概ね 75 % を充当する。

また、研究所として、重点的研究開発課題の進捗状況を適切に管理する。

② 基盤的な研究開発の計画的な推進

①の重点的研究開発のほか、国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基礎的・先導的な研究開発（基盤的研究開発）について、中長期的視点に立ち計画的かつ積極的に実施する。

（2）研究開発を効率的・効果的に進めるための措置

① 他の研究機関との連携等

研究開発を効率的・効果的に推進するため、研究開発テーマの特性に応じ、外部の研究機関等との共同研究（目標：40 件程度）を積極的に実施する。

また、他の研究機関との人事交流を推進する。

さらに、客員研究員又は交流研究員として、国内の大学や民間研究機関等から 35 名程度の研究者の受入れを実施する。

② 研究評価の的確な実施

研究課題の選定及び研究開発の実施にあたっては、研究所の研究評価実施要領に基

づき、自己評価、内部評価及び外部評価を適切に実施し、評価結果を適切に反映させる。その際、他の研究機関の研究開発との重複排除を図る。

③ 競争的研究資金等外部資金の活用

競争的研究資金の獲得に関して、中期目標及び中期計画等に基づき組織的かつ戦略的に取り組み、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上と自己収入の確保に努める。

(3) 技術の指導及び成果の普及

① 技術の指導等

先導的技術の評価業務、国の技術基準の作成に係る技術的支援、災害調査などについて、緊急性、基準作成との関連性及び中期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して実施する。

② 成果の普及等

重点的研究開発の成果等について、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成を通じて技術基準の普及に協力する。

また、成果報告書や広報紙の作成、それらのホームページを通じた発信（目標：アクセス件数450万件以上）、成果の発表会の開催（目標：10回以上）、学会での論文発表（目標：査読付論文60報以上）、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、建築関係者のみならず広く国民に対し、成果等の効率的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。

さらに、知的財産ポリシーに基づき、成果に関する特許等の知的財産権を適切に確保するとともに、それら知的財産の普及活動に取り組み活用促進を図る。

(4) 国際連携及び国際貢献

海外の研究機関等との共同研究、人的交流などの研究交流を進めることとし、本年度においては、海外から20名程度の研究者の受入れを実施する。

また、耐震技術、環境技術などの成果を広く海外に普及させるとともに、各種規格の国際標準化への支援等に対応し、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。

さらに、研究開発の質の一層の向上を図るため、役職員をCIB（建築研究国際協議会）、ISO（国際標準化機構）、RILEM（国際材料構造試験研究機関・専門家連合）等の国際会議等に参加させる。

(5) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動

① 国際地震工学研修の着実な実施

地震工学に関する研修について、国際協力機構等との連携により、開発途上国等から長期・短期あわせて30名程度を受け入れる。そのうち、長期の研修である「地震工学通年研修」については、政策研究大学院大学と連携して修了生に修士号学位を授与するプログラムとして実施する。

また、研修に関する研究を着実に実施し、開発途上国等における地震防災対策の向上に資するよう研修内容の更なる充実等を図るとともに、全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築などを進め、研修の広報・普及と研修効果の充実を図る。

なお、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするための検討を引き続き行

う。

② その他の国際協力活動の積極的な展開

開発途上国からの研究者を積極的に受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。

また、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力に資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関（ＵＮＥＳＣＯ）のプロジェクトの推進に努める。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

(1) 効率的な組織運営

研究所の組織については、研究開発ニーズの高度化、多様化等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。

また、研究支援業務の質と運営効率の向上を図る。

(2) 業務運営全体の効率化

研究開発業務その他の業務全体を通じて、引き続き電子的情報共有システムの活用等による情報化・電子化、研究施設や庁舎の保守点検業務等外部への委託が可能な業務のアウトソーシングの推進等、業務の効率化により、高度な研究の推進が可能な環境を確保するとともに、適正な運営管理を進める。また、内部統制の充実・強化に努める。

一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額については、平成26年度予算に対し3%削減した予算額の範囲内で経費の節減に努める。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額については、平成26年度予算に対し1%削減した予算額の範囲内で経費の節減に努め、これらにより効率的な執行を行う。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した調達等合理化計画を着実に実施するなど、その適正化に向けた取組を推進するとともに、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、効果的な契約を行う。

また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別表-1のとおり

(2) 収支計画

別表-2のとおり

(3) 資金計画

別表-3のとおり

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等により資金不足となった場合、300百万円を限度として短期借入を行う。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

保有資産の必要性について不斷に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。

6. 剰余金の使途

中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

実験施設等の外部の機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者側に立った情報提供を行う。

施設整備計画に基づき、施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、適切な維持管理に努める。なお、本年度に実施する主な施設整備・改修は別表一4のとおりとする。

(2) 人事に関する計画

効率的な業務運営を行うため適正な人員配置に努めるとともに、人材活用等方針に基づき、多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取組を進める。

研究開発業務の推進のため、人事評価システムにより職員の意欲向上と能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表する。

また、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを引き続き行う。

(3) その他

国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する。

別紙—1

重点的研究開発課題に該当する平成27年度個別研究開発課題

中 期 計 画		平成27年度個別研究開発課題
目標	重点的研究開発課題	
ア) グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現	(1)住宅・建築・都市の低炭素化の促進に関する研究開発	①建築物の省エネ基準運用強化に向けた性能評価手法の検証および体系化(H26～H27) ②グリーンビルディングに用いられる内外装の火災安全性評価技術の開発(H26～H27)
	(2)木材の利用促進に資する建築技術の研究開発	③CLT等を構造材とする木造建築物の普及促進に資する設計法の開発(H26～H27)
	(3)資源循環利用等の促進に資する建築技術の研究開発	④建築物の戦略的保全に資する建築部材の物理的耐久性能の評価技術の開発(H26～H27) ⑤大災害に伴うインフラの途絶に対応した超々節水型衛生設備システムに関する研究(H26～H27)
イ) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現	(4)巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発	⑥庁舎・避難施設等の地震後の継続使用性確保に資する耐震性能評価手法の構築(H25～H27) ⑦巨大地震等に対する建築物の応答推定精度向上に資する入力及び構造解析モデルの研究(H25～H27) ⑤大災害に伴うインフラの途絶に対応した超々節水型衛生設備システムに関する研究(H26～H27)【再掲】
	(5)建築の火災安全性向上技術の研究開発	②グリーンビルディングに用いられる内外装の火災安全性評価技術の開発(H26～H27)【再掲】
ウ) 人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生	(8)高齢者等の安定居住を可能にする都市ストックの維持・改善に向けた計画技術の開発	⑧健康長寿社会に対応したまちづくりの計画・運営手法に関する研究(H26～H27)
エ) 建築・都市計画技術による国際貢献と情報化への対応	(9)住宅・建築産業の海外展開に資する技術・制度に関する研究開発	⑨アジアの住まいとその地域性に配慮した省エネ住宅設計技術の移転手法に関する研究～アジアモンスーン地域を対象として～(H26～H27) ⑩わが国の住宅生産技術の東南アジア等普及のための情報基盤整備に関する研究(H26～H27) ①建築物の省エネ基準運用強化に向けた性能評価手法の検証および体系化(H26～H27)【再掲】 ⑤大災害に伴うインフラの途絶に対応した超々節水型衛生設備システムに関する研究(H26～H27)【再掲】

別表－1

(単位：百万円)

区分		金額
収入	運営費交付金	1, 734
	施設整備費補助金	81
	受託収入	160
	施設利用料等収入	42
	計	2, 018
支出	業務経費	544
	施設整備費	81
	受託経費	155
	人件費	963
	一般管理費	275
	計	2, 018

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表－2

(単位：百万円)

区分		金額
費用の部		1, 942
	経常費用	1, 942
	業務経費	1, 170
	受託経費	155
	一般管理費	612
	減価償却費	6
収益の部		1, 942
	運営費交付金収益	1, 734
	施設利用料等収入	42
	受託収入	160
	資産見返物品受贈額戻入	6
純利益		0
目的積立金取崩額		0
総利益		0

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表－3

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	2, 018
業務活動による支出	1, 937
投資活動による支出	81
資金収入	2, 018
業務活動による収入	1, 937
運営費交付金による収入	1, 734
施設利用料等収入	42
受託収入	160
投資活動による収入	81
施設費による収入	81

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

別表－4

(単位：百万円)

施設整備等の内容	予定額	財源
・風雨実験棟 受変電設備関連改修等	81	国立研究開発法人建築研究所施設整備費補助金
施設整備費計	81	